

県設置の保健所における水質検査の受付について

受付について

県設置の保健所窓口において、原則第 1・第 3 月曜日、または第 2・第 4 月曜日に受け付けています。
保健所によって異なりますので、必ず申請先の保健所に電話等で**受付日時の詳細を事前確認**してください。
※受付時間外の対応はできかねますのでご注意ください。
検査には、**保健所から事前に、専用の採水容器を借りていただく必要があります。**
※検査を行う水は、専用の採水容器に採取されたもの以外は受け付けられませんのでご注意ください。

検査項目と料金について

検査項目名	一般飲料水試験				上水の基準項目試験
	13 項目	11 項目	理化学試験のみ (味・残塩含む)	理化学試験のみ (味・残塩除く)	省略不可 9 項目
アンモニア態窒素	○	○	○	○	—
亜硝酸態窒素	○	○	○	○	—
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	○	○	○	○	—
塩化物イオン	○	○	○	○	○
有機物（全有機炭素 (TOC) の量）	○	○	○	○	○
pH 値	○	○	○	○	○
臭気	○	○	○	○	○
味	○	—	○	—	○
色度	○	○	○	○	○
濁度	○	○	○	○	○
残留塩素	○	—	○	—	—
一般細菌*	○	○	—	—	○
大腸菌*	○	○	—	—	○
料金（セット料金）	9,740 円	9,130 円	6,990 円	6,380 円	6,340 円

* 細菌検査（一般細菌＋大腸菌）のみは 2,750 円

注意事項

県設置の保健所で受け付けている水質検査は、環境汚染等の指標となる一部の項目のみです。水道水と同等の水質であることを確認するためには、計 50 項目程度の検査を、定期的に行う必要があります。
法令や条例で規制されていない個人所有の井戸水等は、自己責任の範囲で御利用いただくものとなります。上記以外の項目について検査を希望される場合は、[民間の水質検査機関](#)にご相談ください。

検査項目と料金について

検査項目名 ^{*1}	基準値	解説
アンモニア態窒素	0.1mg/L 以下が望ましい	主にし尿や下水の有機物に起因するもので、環境汚染指標として用いられます。残留塩素と反応して消毒の効果を打ち消してしまうため、0.1mg/L 以下であることが望ましいとされます。
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	肥料や腐敗した動植物、下水による汚染の指標として用いられます。極めて低い濃度でも、副腎皮質への影響があるとされることから硝酸態窒素との合計値とは別に基準が設定されています。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	アンモニア態窒素が分解されたものです。乳幼児にメトヘモグロビン血症（血液中に酸素が取り込めなくなり、チアノーゼや呼吸困難を呈する）を起こすことがあります。
塩化物イオン	200mg/L 以下	自然水中の塩化物イオンは、海水の浸透など地質に由来するものが多く、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出されることもあり、汚染の一つの指標となります。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下	水中に含まれる有機物を炭素の量で示すものです。試料を高温で燃焼させて発生する二酸化炭素の量を測定することで得られます。得られた値は、水質汚染を判断する上での重要な総括的指標となります。
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	水の酸性・アルカリ性の指標です。配管等の設備の腐食等を防止する観点から水質基準が定められています。
臭気	異常でないこと	地質や藻類(カビ臭)、下水の混入の指標となります。
味	異常でないこと	残留塩素に起因した塩素臭や味は異常ではありません。
色度	5 度以下	水の色の程度を数値で示すものです。色のある水は水道水の快適な使用を妨げる可能性があります。また、汚染の指標ともなります。
濁度	2 度以下	水の濁りの程度を数値で示すものです。汚染状態や水処理効果の判定等で重要な指標となります。
残留塩素	0.1mg/L 以上 ^{*2}	水道水の消毒に用いられる塩素消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）の残留濃度です。日本の水道水は、水道法により、蛇口で検出される濃度を 0.1mg/L 以上保持するよう定められています。
一般細菌	100 個/mL 以下	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、これが著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
大腸菌	検出されないこと	大腸菌は、人や動物の腸内に生息する細菌であり、検出された場合、野生動物による水源の汚染や下水の混入などが疑われます。大腸菌自体は塩素消毒や煮沸消毒により死滅させられますが、クリプトスポリジウム等原虫の汚染も否定できないことから、検出された場合は使用を中止することを推奨します。

* 1 環境省令で定められている水道水の水質基準項目は、上記項目の他、重金属や消毒副生成物などが 40 項目ほど設定されています。

* 2 残留塩素は水質基準項目ではありませんが、水道法及び水道法施行規則にて「衛生上必要な措置」として一定以上の残留塩素を保持することが義務付けられています。